

令和3年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 1 議案第150号「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案」…………… 1

II 所管事項説明

- 1 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）について…………… 3
- 2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について…………… 7
- 3 不登校児童生徒への支援について…………… 10
- 4 鈴鹿青少年センターに係る特定事業実施事業者および指定管理者の
選定状況について…………… 17
- 5 県総合教育センターの事業について…………… 19
- 6 審議会等の審議状況について…………… 24

別添 県立高等学校活性化計画（仮称）（案）

令和3年12月16日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第150号

「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例案」

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員に対する1年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の規定を整備するものです。

2 改正内容

- ・教育職員に対し、長期休業期間において週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、規則（「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」）の定めるところにより、対象期間（1箇月を超え1年以内の期間）を平均して1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように、週休日及び勤務時間を割り振ることができる旨の規定を加えます。
- ・規則において、対象期間における勤務日、勤務日ごとの勤務時間などを定める旨の規定を加えます。
- ・文部科学大臣が指針（「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」）に定める措置を講ずる旨の規定を加えます。

3 制度概要

（1）制度の活用

- ・教育職員の1日の勤務時間は7時間45分となっているところ、本制度は、1年のうち業務量が多い期間を特定し、そのうち時間外労働時間が見込まれる日はその時間を含めて勤務時間とし、この勤務時間を増やした分を、別途、夏季休業などの長期休業期間に勤務時間が割り振られない日として設定するものです。
- ・各教育委員会及び学校がそれぞれの状況に応じ、本制度を活用するかどうかを選択します。
- ・本制度の活用を選択した場合、教育職員との対話などを通じて、校長が勤務時間の割振りを計画します。

(2) 対象となる職員

- ・本制度の対象となるのは教育職員であり、事務職員などは対象外となります。
- ・育児、介護などを行う者に対しては、育児、介護などに必要な時間を確保できるよう配慮しなければなりません。
- ・活用する学校の状況に応じ、教育職員全員を対象とせず、一部の教育職員を対象とすることもできます。

(3) 勤務時間の割振り

ア 規則事項

- ・勤務時間を割り振る日は、月曜日から金曜日までの5日間が原則となります。
- ・通常の正規の勤務時間を超える日の勤務時間は、9時間または8時間30分を原則とします。なお、特別の事情がある場合においても、1日10時間、1週間52時間を超えない範囲内となります。

イ 指針事項

- ・対象となる教育職員の時間外労働時間の上限は、月42時間、年320時間となります。
- ・対象となる教育職員につき、客観的な方法による労働時間の把握を行う必要があります。
- ・通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振る日は、学校行事などで業務量が多い一部の時期に限ります。
- ・通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由として、担当授業数の追加、業務の新たな付加などにより労働時間を増加させないようにする必要があります。

4 施行期日

令和4年4月1日（準備行為については公布の日から）

1 次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）について

I 計画策定に係るこれまでの協議の状況

- 県教育委員会の附属機関であり、学識経験者や産業界の有識者、保護者や地域の方、市町教育長、小中学校長、スクールカウンセラー等で構成する「三重県教育改革推進会議」において、令和2年度から令和3年度にかけて審議を重ねてきました。
- 教育改革推進会議では、社会の変化や高校教育を取り巻く状況、「県立高等学校みらいのあり方検討委員会」での意見や高校生アンケートの結果、「学校別活性化協議会」における小規模校活性化取組の総括的な検証、「地域別高等学校活性化協議会」での意見に加え、国の動きや他県における高校の活性化や配置の考え方、本県における専門科目の開設状況や団体競技の部活動の状況など学校規模による教育内容の状況も参考にしながら、次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）について審議しました。

- ・ 県立高等学校みらいのあり方検討委員会

新たな時代に対応した高校教育、多様な生徒に対応できる教育環境づくり、これからの学びに対応した学科・課程のあり方や県立高校の規模と配置について、既存の高校教育の枠にとらわれない幅広で多様な観点・角度から検討するため、学識経験者、地域産業界、不登校児童生徒や外国人児童生徒への支援などの専門的識見を有する方、社会で活躍する県立高校の卒業生などで構成する「県立高等学校みらいのあり方検討委員会」を令和2年10月に設置し、令和3年度にかけて計7回にわたり協議しました。

- ・ 高校生アンケート

令和2年度に県立高校に入学した生徒約3,400人を対象に、高校での学びに対する期待や興味・関心、高校を選択した理由等についてのアンケートを実施しました。

- ・ 学校別活性化協議会

現行の「県立高等学校活性化計画」に基づいて1学年3学級以下の小規模校（9校10校舎）に設置した学校別協議会において、平成29年度から学校と地域が一体となって進めてきた活性化取組に関する総括的な検証について、令和3年度において各学校で2～3回にわたって協議しました。

- ・ 地域別高等学校活性化協議会

伊賀・伊勢志摩・紀南の各地域に設置している地域高等学校活性化協議会において、県立高等学校みらいのあり方検討委員会の議論内容、小規模校活性化の取組と総括的検証について共有しながら、これからの地域における高校の学びや県立高校の活性化について、令和2年度から令和3年度にかけて各地域で4～5回にわたって協議しました。

- ・ 市町教育長会議

高校教育を取り巻く状況や県内各地域の少子化等の状況をふまえたこれからの時代に求められる高校での学びのあり方について、県内各市町の教育長と意見交換しました。

【参考】

○ 新しい高等学校学習指導要領の実施

高等学校の新しい学習指導要領においては、これからの社会の変化に対応できる資質・能力について、「知識及び技能の習得（何を知っているか、何ができるか）」、「思考力・判断力・表現力等の育成（それをどのように使うか）」や「学びに向かう力・人間性等の涵養（どのように社会と関わるのか）」の三つの柱に整理されています。令和4年度から教科・科目の構成が改訂され、それに基づいて具体的な学習が進められます。

○ 県内の中学校卒業生数の推移

- ・ 平成元年から令和3年にかけて、29,994人から15,777人へと約47.4%減少し、令和2年度の出生者数をもとに試算した令和18年3月の中学校卒業生は11,190人となり、さらに4,587人（約29.1%）の減少が見込まれます。
- ・ 平成元年度から令和3年度にかけて、全日制課程を置く県立高校の設置数は、62校から54校となっており、第1学年の学級数は485学級から271学級へ減少、平均学級数は7.8学級から5.0学級へ減少しています。

○ 小規模校活性化の取組と総括的な検証

- ・ 1学年3学級以下の学校（9校10校舎）では平成29年度以降、学校ごとに活性化協議会を設置し、地域と一体となった活性化に取り組んできました。
- ・ 各学校では、地域の協力を得て地域を学びの場とした学校独自の協働的な学習に取り組むことにより生徒の地域への理解が深まるとともに、継続的な習熟度別の学習指導等による基礎学力の定着や地域の支援を受けた学習等を通じた進路実現が図られました。その一方で、地域の中学校卒業生の大幅な減少の影響もあり、地元への就職者数は減少するとともに、小規模校全体の入学者数と定員充足率は活性化取組前よりも低下しています。
- ・ 今後さらに少子化が進む中で、1学年3学級以下の学校でこれまでのような形での学びを継続していくことは難しい状況です。

II 「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）について

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする次期「県立高等学校活性化計画（仮称）」（案）を別添のとおり取りまとめました。

【構成】

1 はじめに

- (1) これまでの経緯
- (2) 本計画策定の趣旨
- (3) 本計画の期間

2 高校教育を取り巻く状況

- (1) 社会の変化
- (2) 教育をめぐる動き
- (3) 教育的ニーズの多様化

- (4) 高校生の意識
- (5) 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ
- 3 県立高等学校活性化の基本的な考え方
 - (1) 自律した学習者を育てる学びの推進
 - (2) これからの社会の担い手となる力の育成
 - (3) 誰一人取り残さない教育の推進
 - (4) 人口減少に対応した学びの推進
 - (5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善
- 4 基本的な考え方をふまえた県立高等学校活性化の取組
 - (1) 自律した学習者を育てる学びの推進
 - ① 基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進
 - ② キャリア教育の推進
 - ③ 探究活動の推進
 - ④ 高等教育機関等と連携した教育の推進
 - ⑤ 地域に根ざした教育の推進
 - ⑥ ICTの活用による学びの推進
 - (2) これからの社会の担い手となる力の育成
 - ① よりよく生きようとする態度の育成
 - ② 社会の一員としての自覚と責任感の育成
 - ③ グローカル教育の推進
 - (3) 誰一人取り残さない教育の推進
 - ① 特別な支援を必要とする生徒への支援
 - ② 不登校の状況にある生徒等への支援
 - ③ 日本語指導が必要な生徒への支援
 - ④ 経済的困難な状況にある生徒への支援
 - ⑤ 学びに向かう力を育む教育の推進
 - (4) 人口減少に対応した学びの推進
 - ① 協働の学びの機会の確保
 - ② 学習活動の機会の確保
 - (5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善
 - ① 教職員の育成
 - ② 授業力の向上
 - ③ 組織運営体制の強化による教育活動の活発化
 - (6) これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化
 - ① 普通科・普通科系専門学科
 - ② 職業系専門学科
 - ③ 総合学科
 - ④ 定時制課程・通信制課程
- 5 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

Ⅲ 今後の予定

12月下旬～1月下旬

パブリックコメント実施

3月16日

教育警察常任委員会（最終案の説明）

3月

教育委員会定例会（議決）

2 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

1 設置の経緯

高等学校の生徒募集定員については、高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会（以下「部会」という。）が平成30年2月に提言としてまとめた「平成33（令和3）年度までの募集定員の公私比率等について」（以下「現提言」という。）をふまえ、年度ごとに公私立高等学校協議会（以下「公私協」という。）で協議を行い策定しています。

現提言では、「平成34（令和4）年度以降の公私比率等の方向性については、平成33（令和3）年度までの募集定員や中学生の進路状況、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や学校の特色化・魅力化が図られているか等の観点から検証したうえで、改めて検討する必要があります。」とされていることから、令和3年3月に部会（学識経験者、企業関係者、県PTA連合会代表、私立学校保護者会代表、市町教育委員会代表、公立中学校長代表、公立中学校教員代表、私立中学校教員代表、私立学校設置者代表、県立高等学校長代表、私立高等学校長代表）を改めて設置し、令和5年度から令和9年度までの公私比率等のあり方について検討を行っています。

2 令和3年度までの募集定員と進学の動向について

令和3年度の県内全日制高校の総募集定員は14,315人で、平成30年度に比べ1,585人（県立1,480人、私立105人）減少し、公私比率は、平成30年度の77.3:23.1から、令和3年度は75.6:25.0（県立▲1.7:私立+1.9）となりました。

全日制高校への進学率は年々低下しており、令和3年度は88.9%で平成30年度の89.8%と比べて0.9ポイント低くなりました。一方、通信制高校への進学率は、同じ期間で3.5%から4.9%へと1.4ポイント上昇しました。定時制高校と高等専門学校への進学率については、大きな変化がみられませんでした。また、県外の全日制高校への進学率についても、2.5%程度で大きな変化はみられませんでした。

3 部会の開催状況について

これまでに部会を4回（令和3年3月15日、6月28日、8月30日、11月5日）開催し、平成31年度から令和3年度までの募集定員や公私比率、学校の特色化・魅力化の状況について検証を行った後、今後の公私比率等のあり方について、全国の状況も参考にしながら協議を行っています。主な意見は次のとおりです。

(協議全般について)

- ・三重の子どもたちのためにどのような教育がよいのか、県民の理解が得られるよう公私ともに建設的な議論をしなければならない。
- ・現代社会はニーズが多様で変化が速いので、長期的な方向性のみにしぼられず、短期的視点も大切にしながら検討すべきである。
- ・私立の広域通信制高校は、子どもたちのニーズに合わせ、ICTを活用した教育活動等により人気が高まっている。今後、全日制高校は対面の教育活動を強みとし、特色ある取組により学校の魅力を高めていくことが必要である。

(募集定員の策定について)

- ・募集定員は、子どもたちの希望が反映されている進路希望調査をふまえて策定することが大切である。
- ・総募集定員が大きいと、いずれかの学校で定員を充足できない状況が起こるので、総募集定員を実際の入学者数に近づけるとともに、地域のバランスも考慮することが必要である。

(公私比率について)

- ・公私の担うべき役割がそれぞれあることから、生徒の多様な進路の保障を大切にしながら、数値だけでなく実態を見て検討すべきである。
- ・県立と同じ比率で私学の定員を減じていくと、経営に影響が及ぶ。また、生徒急増期に私学が生徒の進路保障に貢献してきたことにも配慮してほしい。公教育においても、民間ができることは民間に任せるといった考え方があってもよいのではないか。
- ・公私比率の設定方法について、従来と同じ枠組を続けていくのか、あるいは他の定め方があるのか、全国の状況も参考にして考えていくべきである。
- ・令和2年度からの私立高校授業料の実質無償化など、保護者の経済的負担の状況もふまえる必要がある。
- ・地域によって公私比率が異なるが、それぞれの地域で、地域に根差した教育が進められていることに配慮してほしい。
- ・公私のどちらか一方が定員減をするのではなく、県民の理解が得られるよう、公私双方が可能な範囲で対応をしていくことが大切である。

(県立高校の再募集について)

- ・新年度となる直前に、県立高校の再募集に合格した生徒が私立高校の入学を辞退することは、私学にとって学校運営上厳しいことを理解してほしい。
- ・再募集の検討にあたっては、県立のみに設置されている学科を志望する生徒、経済的理由がある生徒、遠方から通学することになる生徒などに配慮すべきである。

4 令和9年度までの方向性について

これまでの協議をふまえ、次の点については、引き続き令和9年度までの次期提言の方向性としていくことが確認されました。

- ・中学生の進路を保障することを重視し、県民の理解が得られるように策定する。
- ・公私で多様な選択肢の維持・充実が図られるように策定する。
- ・中学校卒業者の増減や進路状況に応じて、年度ごとに公私協で協議して策定するとともに、新型コロナウイルス感染症など予測できない状況が起こった場合にも柔軟な対応ができるようにする。
- ・県立高校と私立高校は、ともに公教育を担い、県立高校は活性化計画に基づき、私立高校は建学の精神に基づいて、切磋琢磨しながら一層の特色化・魅力化を図り、生徒・保護者の幅広い学習ニーズに応えていくことが必要である。

5 今後の進め方

引き続き、令和9年度までの公私比率等のあり方について、部会での協議を重ね、とりまとめた方向性を令和4年3月に開催予定の公私協において新たな提言として報告します。

3 不登校児童生徒への支援について

1 現状

(1) 不登校児童生徒の状況

令和2年度の県内公立学校の不登校児童生徒数は小学校 823 人（前年度比 128 人増）、中学校 1,616 人（同 4 人増）、高等学校 760 人（同 18 人減）（全日制 401 人（同 115 人減）、定時制 359 人（同 97 人増））です。

また、90 日以上欠席している不登校児童生徒数は小学校 381 人、中学校 1,002 人、高等学校 176 人（全日制 53 人、定時制 123 人）です。そのうち、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない児童生徒は小学校 90 人、中学校 368 人、高等学校 72 人（全日制 12 人、定時制 60 人）の計 530 人で、不登校児童生徒全体の 16.6%となっています。

【県内公立学校の不登校児童生徒数の推移と 1,000 人あたりの人数】

		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	(人)	545	566	672	695	823
	(1,000人あたり)	5.7	6.0	7.1	7.5	9.1
全国	(1,000人あたり)	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	(人)	1,486	1,549	1,599	1,612	1,616
	(1,000人あたり)	30.5	32.5	34.8	35.5	35.9
全国	(1,000人あたり)	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
高等学校	全日制 (人)	334	343	430	516	401
	定時制 (人)	219	195	240	262	359
	合計 (人)	553	538	670	778	760
	(1,000人あたり)	14.2	14.1	17.7	21.1	21.3
全国	(1,000人あたり)	14.6	15.1	16.3	15.8	13.9
合計		2,584	2,653	2,941	3,085	3,199

※全国は国公立

【不登校児童生徒の欠席日数や相談機関等とのつながり等】

令和2年度	小学校		中学校		高等学校 (全日制)		高等学校 (定時制)		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
不登校児童生徒総数	823	100	1,616	100	401	100	359	100	3,199	100
うち、90日以上欠席している児童生徒数	381	46.3 【43.8】	1,002	62.0 【60.3】	53	13.2 【15.0】	123	34.3 【32.8】	1,559	48.7 【48.6】
うち、学校内外の機関等で相談指導を受けていない児童生徒数	90	10.9 【11.8】	368	22.8 【21.3】	12	3.0 【4.5】	60	16.7 【15.1】	530	16.6 【16.3】

※表中の【 】は国公立全国平均

(2) 不登校の要因

不登校の要因は個々の児童生徒によって異なっており、複雑化していますが、学校が子どもの様子を見て回答したものによると、全校種で本人に係る状況の無気力、不安が主な要因となっています。また、令和元年度と令和2年度を比較すると小学校と高等学校で生活リズムの乱れ・あそび・非行の割合が高くなっています（小学校3.5ポイント増、高等学校12.5ポイント増）。

【不登校の要因】

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし		
		いじめ	係いじめをめぐ除く友人関係	教職員との関係	学業の不振	進路にかかる不安	等クラブ活動、部活動への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	級入学、転編入学、進時の不適応	激な変化の生活環境の急	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび、リズムの乱れ、非行	無気力、不安			
令和元年度	小学校	人数	1	58	17	28	3	0	6	23	45	98	9	62	328	17	
		割合 (%)	0.1%	8.3%	2.4%	4.0%	0.4%	0.0%	0.9%	3.3%	6.5%	14.1%	1.3%	8.9%	47.2%	2.4%	
	中学校	人数	1	320	13	85	24	7	8	47	42	97	29	125	791	23	
		割合 (%)	0.1%	19.9%	0.8%	5.3%	1.5%	0.4%	0.5%	2.9%	2.6%	6.0%	1.8%	7.8%	49.1%	1.4%	
	高等学校	全日制	人数	3	85	3	37	39	12	8	50	8	17	13	51	134	56
			割合 (%)	0.6%	16.5%	0.6%	7.2%	7.6%	2.3%	1.6%	9.7%	1.6%	3.3%	2.5%	9.9%	26.0%	10.9%
		定時制	人数	0	22	1	6	0	0	0	3	13	6	2	63	128	18
			割合 (%)	0.0%	8.4%	0.4%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	5.0%	2.3%	0.8%	24.0%	48.9%	6.9%
	合計	人数	3	107	4	43	39	12	8	53	21	23	15	114	262	74	
		割合 (%)	0.4%	13.8%	0.5%	5.5%	5.0%	1.5%	1.0%	6.8%	2.7%	3.0%	1.9%	14.7%	33.7%	9.5%	
令和2年度	小学校	人数	1	59	26	28	1	0	9	20	39	101	19	102	409	9	
		割合 (%)	0.1%	7.2%	3.2%	3.4%	0.1%	0.0%	1.1%	2.4%	4.7%	12.3%	2.3%	12.4%	49.7%	1.1%	
	中学校	人数	0	249	17	103	17	17	5	86	50	97	27	127	806	15	
		割合 (%)	0.0%	15.4%	1.1%	6.4%	1.1%	1.1%	0.3%	5.3%	3.1%	6.0%	1.7%	7.9%	49.9%	0.9%	
	高等学校	全日制	人数	0	52	1	24	19	6	2	30	10	8	8	64	123	54
			割合 (%)	0.0%	13.0%	0.2%	6.0%	4.7%	1.5%	0.5%	7.5%	2.5%	2.0%	2.0%	16.0%	30.7%	13.5%
		定時制	人数	0	16	0	4	2	0	2	13	16	3	2	143	145	13
			割合 (%)	0.0%	4.5%	0.0%	1.1%	0.6%	0.0%	0.6%	3.6%	4.5%	0.8%	0.6%	39.8%	40.4%	3.6%
	合計	人数	0	68	1	28	21	6	4	43	26	11	10	207	268	67	
		割合 (%)	0.0%	8.9%	0.1%	3.7%	2.8%	0.8%	0.5%	5.7%	3.4%	1.4%	1.3%	27.2%	35.3%	8.8%	

2 不登校児童生徒に対する支援の考え方

不登校児童生徒への支援は「子どもたちが安心して学べる学校づくり」、「子どものサインを見逃さない体制づくり」、「社会的自立に向けた支援」の3つの観点を大切に取り組んでいます。不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整い、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら互いに尊重しあう態度を身につけ安心して学べる姿をめざしています。

社会的自立に向けた支援については、義務教育段階の児童生徒を対象とした市町等が運営している教育支援センターを核として、必要に応じて医療や福祉等の関係機関とも連携し、児童生徒の社会的自立に向けて支援を進めます。

3 令和3年度の主な取組

(1) 相談体制の充実

不登校の要因や背景は、学校における友人関係や学習などに起因するもの、本人の不安や生活の乱れに起因するもの、家族の状況に起因するものなど複雑化・多様化しているうえに一人ひとり異なっており、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて適切に対応することが必要となっています。

このため、学校で関わる専門家の配置時間を拡充するとともに、教育支援センターが地域の不登校支援の中核としての役割をより一層発揮できるよう、教育支援センターにも専門家を配置し、子どもたちへの専門的な支援を進めています。

① スクールカウンセラーの配置

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーの配置時間を拡充しています。

	令和2年度	令和3年度
配置時間数	52,240 時間	62,969 時間 (うち教育支援センター配置 3,204 時間)

② スクールソーシャルワーカーの配置

福祉等の関係機関と連携した支援を十分に行えるよう、社会福祉や精神保健福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充しています。

	令和2年度	令和3年度
配置時間数	9,408 時間	13,705 時間 (うち教育支援センター配置 1,092 時間)

③ 教育相談員の配置

児童生徒のストレスや悩みに広く対応するとともに、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家につなぐことや、関係機関との連携を促すことを目的として、教職経験等学校現場での生徒対応の経験や知識を有する人材を、教育相談員として希望する県立学校と中学校に配置しています。

	令和2年度	令和3年度
配置校数	県立学校：27校	中学校：120校 県立学校：24校

※令和2年度は11月から県立学校に配置

(2) 訪問型支援の継続

令和2年度は22人の児童生徒に対して計133回、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を派遣し、保護者との面談や家庭訪問等を行いました。今年度は、9人に対して継続して支援を行うとともに、新たに6人の児童生徒に対して支援を行っています。

(3) 教育支援センターの機能強化

県内には20か所の教育支援センターがあります。各地域の教育支援センターは、通級児童生徒への学習や生活面の個別指導、グループワーク、在籍校との情報共有など、学校復帰や社会的自立への支援に加え、児童生徒や保護者からの相談対応を行い、地域における不登校支援の中核となっています。

また、教育支援センターは、通級している児童生徒への支援に加え、学校と連携し訪問型支援など積極的な働きかけを行うことが一層重要となっています。

このため、県内3地域（鈴鹿市、津市、名張市）の教育支援センターをモデル教育支援センターに指定して、心理や福祉の専門人材であるスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、通級している児童生徒とその保護者にとどまらず、通級できない児童生徒とその保護者の相談にも幅広く対応しています。これらの支援を通じて、地域の福祉・保健・医療等とのネットワークの整備を進めています。

(4) 不登校支援事例のデータベース化

不登校の要因や背景は複雑化・多様化しており、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて適切に対応する必要があります。このような中、対応経験の少ない教員であっても適切に対応できるよう、各学校における支援事例を共有することで知見を集積し、効果的な支援につなげていきます。

全ての公立学校の教員が共有できる不登校対応事例データベースシステムを構築し、今年度は県内500事例を各校で入力し、1月から運用開始します。

(5) レジリエンス教育の実践

学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し立ち直り、回復する力を高められるよう、レジリエンスを育む取組を2中学校区（鈴鹿市、志摩市）で実践しています。

モデル校での取組状況、アンケートを通じた児童生徒のレジリエンスの変容などをふまえ、学習プログラムの成果と課題を検証し、より効果的に活用できるよう必要な改善を加えたうえで、令和4年度以降のモデル校での取組につなげるとともに、他校への普及を進めます。

(6) 不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

不登校児童生徒の保護者は、子どもが学校に行けないことを不安に思い、悩みを抱え込んでしまうことがあります。そのような保護者が必要な情報を得て、適切な支援につながる機会として県内6会場で不登校相談会を実施しています。

4 教育支援センターの機能強化

(1) モデル教育支援センターについて

3地域（鈴鹿市、津市、名張市）の教育支援センターをモデルセンターに指定して、スクールカウンセラーを週3日（1日5時間）、スクールソーシャルワーカーを週1日（1日7時間）配置しました。

(2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援

スクールカウンセラーは通級している児童生徒に関わりながら集団で活動する様子や他者とのやりとり等を注意深く観察し、必要に応じて支援を行うとともに、指導員とともに見立てと支援方針の検討を行っています。

また、教育支援センターにつながっていない不登校児童生徒への支援について、教育支援センター、市教育委員会、学校で共有しながら、訪問型支援やケース会議を行うなど、状況に応じて支援を行っています。

スクールソーシャルワーカーは家庭に関わり、必要かつ利用可能な福祉サービスについて保護者とともに検討したり、保護者や家庭の状況等を整理し、最適な支援について関係機関とのケース会議を行ったり、必要な支援を届けています。保護者からは福祉についての専門的なアドバイスにより安心したとの声もあり、保護者の精神的な安定が子どもの不安解消にも結びついています。

(3) 令和2年度と令和3年度の状況(10月末現在で比較)

① 登録児童生徒数

	鈴鹿市		津市		名張市		合計	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
令和2年度	27	27	24	63	5	13	56	103
令和3年度	13	33	24	50	10	21	47	104

② 通級児童生徒数(延べ回数)

	鈴鹿市		津市		名張市		合計	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
令和2年度	292	312	511	1879	125	353	928	2544
令和3年度	344	229	635	1153	185	492	1164	1874

③ 相談児童生徒数(来所相談・延べ回数)

	鈴鹿市	津市	名張市	合計
令和2年度	2	81	21	104
令和3年度	5	203	35	243

④ 相談保護者数(来所相談・延べ回数)

	鈴鹿市	津市	名張市	合計
令和2年度	42	107	29	178
令和3年度	56	104	116	276

⑤ 訪問型支援回数(通級生)

	鈴鹿市	津市	名張市	合計
令和2年度	0	0	2	2
令和3年度	21	4	1	26

⑥ 訪問型支援回数(通級生以外)

	鈴鹿市	津市	名張市	合計
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	15	3	18

(4) 支援事例

今年度配置したスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが関わった児童生徒数は10月末現在で154人です。

	鈴鹿市	津市	名張市	合計
スクールカウンセラー	42	28	41	111
スクールソーシャルワーカー	11	11	21	43
合計	53	39	62	154

① スクールカウンセラーによる支援事例

- ・ 通級している生徒の保護者と週1回定期的な面談を実施し、保護者の不安を和らげたことにより、保護者が生徒を受け入れる心のゆとりができ、生徒も落ち着いて毎日を過ごすことができた。生徒は将来の話もできるようになってきており、保護者に対しても閉ざし気味であった心を開きつつある。
- ・ 通級している生徒が保護者や担任等に言えない悩みを継続してスクールカウンセラーに相談できることが、生徒の心の支えになっている。
- ・ 教育支援センターにつながっていない生徒に対し、担任とともに家庭訪問してカウンセリングを行った。その後、生徒はオンライン授業に参加できるようになった。

② スクールソーシャルワーカーによる支援事例

- ・ 精神的に不安定な状況になった生徒は早期に医療機関へ入院することが望ましかったが、保護者が予約を取ろうとしても数ヶ月先の予約しか取れない状態であった。スクールソーシャルワーカーが精神保健福祉士と連携することで、生徒は早期に入院することができた。
- ・ 学校で開催したケース会議において、情報や意見を整理して支援方針を決定し、支援の役割分担をしたことで、保護者と学校や教育支援センターの関係性がよくなり、安定した支援ができるようになった。
- ・ 生徒の保護者となっている祖父母は、経済的不安や祖父の健康面の不安を抱えていた。スクールソーシャルワーカーが福祉的な支援につなげ、不安が解消されたことにより、生徒は安定して通級することができている。

5 今後の対応方針

教育支援センターへの専門家の配置によって、相談体制の充実が図られ、必要な支援が届けられるようになったことから、事例や専門家の活動状況等を全ての教育支援センターに共有するとともに、教育支援センターへの専門家の配置を拡充していきます。

また、専門家による効果的な支援が進むよう、教員に対し、その活動と役割について周知を図ります。

さらに、不登校や休学、中途退学等により学校との関わりが希薄な状態となり、関係機関ともつながっていない高校生に対しても、社会的自立に向けた支援を行う県立の教育支援センターの設置に向けて具体的に検討していきます。

4 鈴鹿青少年センターに係る特定事業実施事業者 および指定管理者の選定状況について

1 概要

鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る特定事業実施事業者を選定するため、三重県鈴鹿青少年センター条例に基づき、外部の学識経験者による三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会を設置し、現在審査を行っています。

選定した特定事業実施事業者については、同条例第6条の3の規定に基づき、指定管理者に指定します。

(指定管理者の指定の特例)

第六条の三 教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとするときは、前三条の規定にかかわらず、第六条第一項各号に掲げる基準を満たすと認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

2 選定委員（8名・敬称略）

委員長 横山 幸司（滋賀大学 教授）
 委員長代理 加納 白一（中部PFI/PPP研究会 理事・事務局長）
 委員 板谷 明美（三重大学大学院 准教授）
 委員 佐野 仁美（鈴鹿市立飯野小学校 校長）
 委員 白木原 香織（鈴鹿工業高等専門学校 准教授）
 委員 田端 千夏子（三重大学大学院 准教授）
 委員 山崎 智博（公認会計士）
 委員 山本 幹（日本ボーイスカウト三重連盟 理事長）

3 審査項目および配点

項 目		配 点
性能評価点		750 点
	ア 事業計画に関する事項	180 点
	イ 設計・建設に関する事項	180 点
	ウ センターの運営・維持管理業務に関する事項	140 点
	エ 森公園の運営・維持管理業務に関する事項	140 点
	オ 公募対象公園施設等に関する事項	110 点
価格評価点	価格評価点 = 250 点 × {1 - (入札価格 / 評価基準額)}	250 点
総合評価点		1,000 点

4 選定委員会の開催状況および審議内容

7月12日 第1回選定委員会

委員長および委員長代理の選出後、実施方針及び要求水準書案をふまえ、落札者決定基準（審査基準、評価項目、配点表等）の審議を行い、決定しました。

8月20日 入札公告

10月27日 第2回選定委員会

審査の充実を図るため、両施設の現地視察を行うとともに、提案書の審査手順や審査方法の審議を行いました。

12月3日 第3回選定委員会

事業者から提出された企画提案書や各種図面をもとに、提案に対する意見交換を行いました。

5 今後の予定

令和3年12月17日 第4回特定事業実施事業者選定委員会および開札
(提案資料の審査および事業者ヒアリングを実施)

令和4年1月中旬 落札決定（公表）

令和4年1月下旬 基本協定および仮契約の締結

令和4年2月 事業契約締結議案、指定管理者指定議案および条例改正議案を令和4年2月定例会に提出

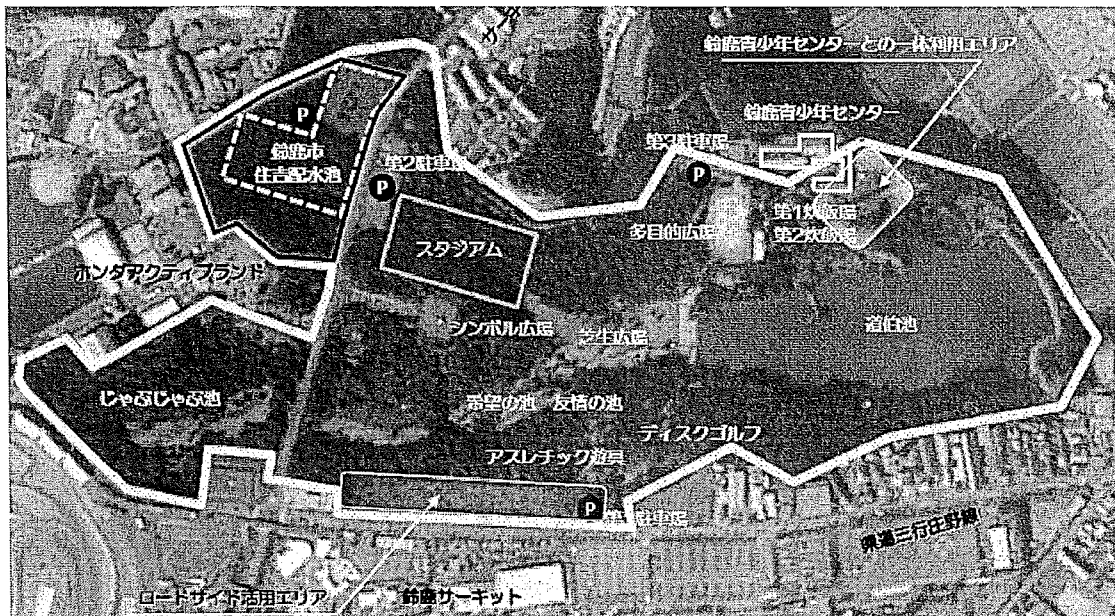
令和4年3月 事業契約書の締結（事業期間：令和4年3月～23年3月）

令和5年2月 リニューアルオープン（第1期：鈴鹿青少年の森ロードサイドエリア）および事業者による公園一部施設の指定管理開始

令和5年4月 事業者による公園全体の指定管理開始

令和5年4月～6年3月 鈴鹿青少年センター休館（改修工事のため）

令和6年4月 リニューアルオープン（第2期：鈴鹿青少年センター）



5 県総合教育センターの事業について

県総合教育センターでは、教職員が自らの経験や職種に応じて資質・能力の向上が図れるよう、教職員研修を実施しています。

また、子どもたちの心の問題の解決に向けた専門的教育相談や、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ等に悩む子どもや保護者が相談できる「いじめ電話相談」や「子どもSNS相談みえ」を実施しています。

1 教職員研修事業

教育を取り巻く社会情勢の変化に対応し新学習指導要領の趣旨を実現するためには、教職員の資質・能力の向上に向けた環境を整えることが求められています。こうした情勢をふまえ、平成29年4月、教育公務員特例法の一部が改正されました。

これに基づき県教育委員会では、養成・採用・研修を通した一体的な教職員育成を推進するため、教職員等が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を平成30年3月に定めました。

県総合教育センターでは、「指標」に示した資質・能力を計画的に育成するため、毎年、「三重県教員研修計画」を策定し、経験や職種に応じて全ての教職員が必ず受講する研修（法定・悉皆研修）とともに、教科や教育課題に対応した専門性を高めるために教職員自らが希望して受講する研修（希望研修）を体系的に構築し、令和3年度は年間のべ509講座実施しています。

また、新学習指導要領の全面实施やGIGAスクール構想による1人1台端末の活用等、学校で学ぶ内容や学び方が大きく変わる今般の教育情勢やいじめ、不登校への対応、教職員のコンプライアンス意識の醸成等、本県の教育課題をふまえ、平成30年に定めた「指標」の見直しを現在行っているところです。

(1) 経験や職種に応じた研修（法定・悉皆研修）

経験や職種に応じた研修を年間のべ233講座実施しています。毎年、研修内容の見直しや実施方法等の工夫・改善を図り、教職員の負担を軽減しながら、より効果が高まるようにしています。

令和3年度は、教職員が1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した授業を実践できるよう、全ての研修をとおしてICT活用指導力の向上に取り組んでいます。また、不祥事根絶を「自分事」として捉え行動に移すことができるよう、経験や職種に応じてコンプライアンスに係る内容を位置づけています。

経験や職種に応じた研修（法定・悉皆研修）

研修の種別		主な研修内容
教諭研修	初任者研修	教員としての素養、授業力、教科指導、生徒指導、学級経営、危機管理、キャリア教育、人権教育、防災教育 他
	教職6年次研修	教員としての素養、授業力、生徒指導、学校・学級経営、人権教育、防災教育 他
	中堅教諭等資質向上研修	教員としての素養、児童生徒理解、授業力、生徒指導、学校組織運営力、教育課題への対応力
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修	保健教育、健康相談、救急処置、疾病の予防と管理、人権教育 他
	養護教諭6年次研修	保健室経営、健康相談、救急体制 他
	中堅養護教諭等資質向上研修	保健管理、保健教育、保健室経営、健康相談、保健組織活動
栄養教諭研修	新規採用栄養教諭研修	栄養管理、衛生管理、教科等における「食に関する指導」 他
	栄養教諭6年次研修	給食管理、食に関する指導力向上研修 他
	中堅栄養教諭等資質向上研修	栄養管理、衛生管理、給食の時間の指導、教科等における指導、個別的な相談指導
特別支援学級等新担当教員研修		障がい種別研修 他
幼稚園等教員研修	幼稚園等新規採用教員研修	幼児理解、自然体験活動、危機管理、人権教育、保育参観 他
	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	幼児理解、保護者とのかかわり、保育カウンセリング、コーチング 他
新規採用実習助手研修		服務、危機管理、生徒理解、人権教育、特別支援教育、防災教育 他
常勤講師等研修Ⅰ・Ⅱ		服務、危機管理、人権教育、特別支援教育、各職種別研修 他
採用前研修		教職員としての心構え、年度初めの基本的な業務、マナー 他
教職2～3年次研修		授業づくり、学級経営研修、生徒指導研修 他
管理職研修	新任校長研修	学校組織マネジメント、授業改善のためのリーダーシップ、カリキュラム・マネジメント、災害発生時における校長のリーダーシップ研修 他
	新任教頭研修	教頭の役割と期待すること、スクール・コンプライアンス、学校マネジメント研修、災害発生時における教頭のリーダーシップ研修 他
主幹教諭等研修	新任主幹教諭研修	主幹教諭に期待すること、実践交流
	新任指導教諭研修	指導教諭に期待すること、実践交流、若手教員の育成に係る指導力向上研修
学校事務職員研修	小中学校事務職員主事研修	学校事務職員の職務、給与・旅費等制度の基礎、教育課程、学校事務の理想を描く、財務マネジメント、学校事務職員の専門性 他
	小中学校事務職員主任研修、主査研修	財務マネジメント、カリキュラム・マネジメント、組織力向上をめざした業務改善、課題の分析と解決策、キャリアデザイン 他
	小中学校事務職員主幹研修、総括主幹研修、事務の共同実施リーダー研修	教育経営学の視点から主幹に期待される役割、先輩に学ぶ効果的な組織運営、学校組織マネジメント 他

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力の向上

教員の高い専門性と指導力の向上をめざし、国語、算数・数学をはじめとする教科の指導方法等について学ぶ研修を、年間のべ68講座実施しています。

- ・教科等に関する研修 53 講座
(国語5、社会3、算数・数学3、理科6、図画工作2、体育2、技術・家庭1、道徳1、英語30)
- ・授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携） 10 講座
- ・教職2～3年次教員のための授業力アップ研修 1 講座
- ・授業改善研修会 4 講座

② 教育課題への対応力の向上

複雑化・多様化する学校の教育課題に全ての教職員が対応できるよう、人権教育や特別支援教育、外国人児童生徒教育等9つのテーマで、年間のべ30講座実施しています。

令和3年度は、1人1台学習端末を用いた効果的な教育を推進するため、情報教育に関する研修を年間のべ32講座実施しています。

- ・テーマ別研修 30 講座
(人権教育3、特別支援教育16、多文化共生教育2、外国人児童生徒教育1、キャリア教育1、学級経営1、生徒指導2、乳幼児教育3、環境教育1)
- ・情報教育に関する講座 32 講座
(情報教育研修18、教員ICT活用指導力向上講習会7、1人1台端末活用推進者育成研修7)

③ 教育相談に関する専門性の向上

揺れ動く社会状況から生じるいじめや差別、不登校や虐待等の問題に対し、児童生徒の心に寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に関する専門性の向上をめざし、経験に応じた研修を年間のべ17講座実施しています。特にいじめや不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応を課題別研修と位置づけ、教育相談の視点から、心の理解や対応・支援のポイントについて研修しています。

- ・教育相談ベーシック研修 7 講座
- ・教育相談スキルアップ研修 3 講座
- ・ケース・カンファレンス 3 講座
- ・教育支援センター担当者研修 4 講座

(3) 中核的リーダーとなる教員を育成する研修

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、課題を解決していくためには、校長のリーダーシップのもと組織として教育活動に取り組む必要があることから、組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成するため、種別ごとに年間4～6回の連続講座として実施しています。

中核的リーダーとなる教員を育成する研修

研修の種別	主な研修内容
学校組織マネジメントリーダー育成研修	学校の組織的な取組を先導するための役割、PDC Aサイクルを基盤とした学校組織マネジメントのプラン設計と実践、カリキュラム・マネジメント 他
授業研究推進リーダー育成研修	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進するための授業研究の企画・運営、カリキュラム・マネジメント 他
日本語指導に係る中核的教員の養成研修	日本語指導に関する専門性、地域や学校において日本語指導を推進するための研修プログラム作成と実践 他
教育相談リーダー育成研修	学校における教育相談体制の構築に向けた教育相談に関する専門性、児童生徒の心の問題解決に向けた事例検討 他

(4) 実施状況

グループによる演習や対話による学び・気づきを習得する研修は集合研修として、講義や個々での演習が中心となる研修はWeb会議システムを活用した双方向型研修や動画配信によるオンデマンド型研修（以下「遠隔研修」という。）として実施しています。

令和3年度は、全講座の30%を遠隔研修として実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、10月末時点で75.7%（374講座中283講座）を遠隔研修として実施しました。

令和3年度研修講座実施状況一覧<10月末時点>

研修体系	年間講座数	実施講座数	内訳（実施形態別）				のべ受講者数（人）	
			集合	遠隔		中止		
				Zoom	オンデマンド			
(1) 経験や職種に応じた研修	233	181	36	135	10	0	7,607	
(2) 専門性を高める研修	147	89	13	68	4	4	2,966	
内訳	①授業力の向上	68	32	7	23	0	2	941
	②教育課題への対応力の向上	62	47	4	39	4	0	1,660
	③教育相談に関する専門性の向上	17	10	2	6	0	2	365
(3) 中核的リーダーとなる教員を育成する研修	29	21	1	20	0	0	267	
その他（職務・職能研修、ブロック別研修等）	100	83	32	44	2	5	2,876	
合計	509	374	82	267	16	9	13,716	
実施割合		73.5%	21.9%	75.7%		2.4%		

2 教育相談事業

心やからだの問題、人間関係等に対して、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象にした心理の専門家による専門的な教育相談や、学校等の教育相談体制への支援を行っています。

(1) 子どもの心サポート事業

子どもの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を実施するとともに、学校等の教育相談体制の一層の充実に向けて教職員を支援しています。

① 専門的教育相談の実施

子どもの心の問題の解決に向けた臨床心理相談専門員等による専門的教育相談を実施しています。

② 学校等の教育相談体制支援

校内研修会、校内事例検討会等に臨床心理相談専門員（臨床心理士）を派遣し、心理臨床的視点から子どもや保護者への関わり方等についてともに考えることをとおして、学校の取組を支援しています。

(2) いじめ電話相談事業

いじめに悩む子どもや保護者が24時間いつでも相談できる「いじめ電話相談」を実施しています。

また、いじめに関する相談のうち、早期に対応が必要と判断した場合は、子どもや保護者の了解を得たうえで、学校および市町教育委員会等の関係機関と連携を取りながら、問題の解決に向け、対応にあたっています。

(3) SNSを活用した相談事業

いじめをはじめとするさまざまな悩みを抱える中学生・高校生が相談したいときに安心して相談できるよう、SNSを活用した相談窓口「子どもSNS相談みえ」を実施しています。

また、令和2年度からは、日本語指導が必要な生徒が母国語で相談できるよう、日本語に加えて多言語で対応しています。

3 今後の取組

今後も、各市町や学校、教職員のニーズを丁寧に把握しながら、教育を取り巻く社会情勢の変化にしっかりと対応して教職員研修を実施してまいります。

また、子どもの心の問題が複雑化・多様化している現状をふまえ、相談者のニーズに迅速かつ丁寧に対応できるよう、引き続き教育相談事業を実施してまいります。

6 審議会等の審議状況について（令和3年10月6日～令和3年11月21日）

1 三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会

1 審議会等の名称	第2回三重県立鈴鹿青少年センター特定事業実施事業者選定委員会
2 開催年月日	令和3年10月27日
3 委員	委員長代理 加納 白一 委員 板谷 明美 他6名（うち出席者7名）
4 諮問事項	事業者提案書の審査方法について
5 調査審議結果	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に関する特定事業実施事業者の募集を行うにあたり、審査の充実を図るため、両施設の現地視察を行うとともに、提案書の審査方法について審議いただきました。 ※会議は、公開前入札情報の保護の観点から、附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、一部非公開としました。
6 備考	次回開催予定：令和3年12月3日（開催済み）

2 三重県教員育成協議会

1 審議会等の名称	第1回三重県教員育成協議会
2 開催年月日	令和3年11月19日
3 委員	会長 杉浦 礼子 委員 伊藤 信成 他9名（うち出席者10名）
4 諮問事項	「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の見直しについて
5 調査審議結果	<p>平成30年3月に策定した指標の見直しに向けて協議を行いました。協議では、事務局から三重県の教育の現状と課題等を説明し、その後、委員から教員に求められる資質能力や、指標において見直す必要がある項目等について意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>①これからの教員に求められる資質能力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の教職員や子ども、保護者、地域の方等と関係を築くためのコミュニケーション能力が重要である。 ・課題発見力、発想力、情報分析能力、特に情報リテラシーが重要である。 ・チームで取り組む力、地域との連携力、学校内外の専門性が高い多様な人材を活用して教育課題を解決していく力が重要である。 <p>②指標において見直す必要がある項目等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用指導力に関わる項目が必要である。 ・管理職の「学校組織運営力」については、「学校経営」「チームワーク・人材育成」について見直しが必要である。
6 備考	次回開催予定：令和3年12月下旬